

国立大学法人東京外国語大学委託留学生規程

〔 令和 4 年 3 月 22 日
規 則 第 25 号 〕

(趣旨)

第1条 この規程は、他の大学及び大学院並びに大学以外の教育施設等（以下「大学等」という。）に在籍する留学生のうち、所属する大学等の学習に際して本学で開設する日本語科目等のうち、必要な科目等の履修を行う学生（以下「委託留学生」という。）について必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 委託留学生として入学できる者は、大学等に在籍する学生であって、当該学生が所属する大学等により本学で一定の期間教育指導を受けることが認められていること。

(入学の志願)

第3条 委託留学生として入学を志願する者は、当該学生が所属する大学等の推薦書及び必要書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学者の受入)

第4条 前条の入学志願者の受入については、学長が言語文化学部、国際社会学部又は国際日本学部（以下「学部」という。）の教授会若しくは大学院総合国際学研究科教授会の議を経て、決定する。

(受入期間)

第5条 委託留学生の受入期間は、入学を許可された年度内とする。ただし、引続き履修を希望する者は、学長の許可を得て通算2年の範囲内で延長することができる。

2 受入期間延長の取扱いについては、別に定める。

(授業科目の聴講)

第6条 委託留学生は、受入教員及び授業科目担当教員の承認を得て、東京外国語大学（以下「本学」という。）の授業科目を聴講することができる。

(施設、設備等の利用)

第7条 委託留学生は、本学における教育研究指導に必要な施設、設備等を利用することができる。

(受講料)

第8条 委託留学生の受講料の額は、国立大学法人東京外国語大学授業料その他費用に関する規程に定めるものによる。

2 既納の受講料は、還付しない。

(準用規程)

第9条 この規程に定めるもののほか、委託留学生について必要な事項は、国立大学法人東

京外国語大学学則及び国立大学法人東京外国語大学大学院学則等を準用する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委託留学生に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。